

通信教育課程 科目等履修生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大手前大学通信教育部規程第40条の規定に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 科目等履修生として、大手前大学(以下、「本学」という。)現代社会学部現代社会学科通信教育課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 大学入学資格検定(平成17年1月31日規程廃止)に合格した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(ただし、入学時において満18歳に達している者)
- (9) その他本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたと者で、入学時において満18歳に達している者

(出願手続)

第3条 入学志願者は、次の各号に掲げる書類に入学検定料を添えて、所定の期日までに願出しなければならない。

- (1) 入学願書(本学指定用紙)
- (2) 最終出身学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
- (3) その他本学で必要と認めた書類

(入学志願者の選考)

第4条 前条の出願について、入学志願者の選考を行う。

(入学手続)

第5条 選考に合格した者は、所定の期日までに指定された学生納付金を納入しなければならない。

2 スクーリングを受講する場合は、初回のスクーリング受講日までに健康診断書を提出しなければならない。

(入学時期)

第6条 科目等履修生の入学の時期は、毎年4月又は10月とする。ただし、特別な場合は他の月での入学を認めることができる。

(履修期間)

第7条 科目等履修生の科目履修期間は、履修を許可された年度の末日までとする。ただし、在籍継続を願出た場合は、翌年度に新たに登録の上、授業科目の履修を認めることができる。

2 前項の規定による在籍継続の願出は、最大3回までとし、在籍年限は4年とする。

3 前項の在籍年限を超えて授業科目を履修しようとするものは、第3条に基づき手続きをしなければならない。この場合、入学検定料の納付および出願資格を証明する書類の提出は求めないものとする。

(履修制限)

第8条 科目等履修生が年度内に履修できる授業科目は、30単位以内とし、次の各号に掲げる授業科目を除

くものとする。

- (1) 卒業研究
- (2) 外国人特別入試入学者対象科目
- (3) 若年入学者対象科目
- (4) その他通信教育部長が指定した授業科目

2 前項各号にかかわらず通信教育部長が必要と認めた場合は、履修を許可することができる。

(単位認定)

第 9 条 履修した授業科目については通信教育部規程第 28 条により、所定の単位を与えることができる。

2 認定された単位については、単位修得証明書を交付することができる。

(施設等の利用)

第 10 条 科目等履修生は、所定の施設等を除き、本学の施設等を利用することができる。

(入学検定料、学生納付金)

第 11 条 入学検定料及び学生納付金は、別表 1 及び別表 2 に定めるとおりとする。

2 授業料は、授業科目の単位数に応じ、所定の期日までに納付しなければならない。

3 在籍料は、在籍期間に応じ、所定の期日までに納付しなければならない。

4 既に納付された入学検定料、学生納付金は返還しない。

5 入学検定料の免除については、通信教育部の学費等減免規程に定めるとおりとする。

(科目等履修許可の取消)

第 12 条 科目等履修を許可された者であっても、他者に迷惑の及ぶ行為があった場合には、科目等履修の許可を取消す場合がある。

2 前項の場合においても入学検定料及び学生納付金の返還は行わない。

(通信教育部規程の準用)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、通信教育部規程に定める規定を準用する。

(規程の改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、教務委員会及び教学運営評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規程は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

入学検定料の額

項目	金額	備考
入学検定料	10,000 円	

別表 2

学生納付金の額

(1) 在籍料(年度額)

項目	金額	備考
在籍料	6,000 円	10 月入学生は半額

(2) 授業料(1 科目あたり)

項目	1 単位	2 単位	4 単位
通信授業	10,000 円	16,000 円	
メディア授業 (ライブ型含む)	15,000 円	21,000 円	
スクーリング	15,000 円	21,000 円	33,000 円